小山市エコ・リサイクル推進事業所認定制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民及び事業者の環境保全意識の高揚を図り、更なる循環型社会の形成及び発展に寄与することを目的に、３Ｒすなわち廃棄物の発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）・再生利用（Recycle）及び省エネルギーの推進を始めとする環境保全活動に積極的に取り組む事業所を、エコ・リサイクル推進事業所（以下「推進事業所」という。）として認定し、広く市民にＰＲする小山市エコ・リサイクル推進事業所認定制度に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定対象事業所）

第２条　推進事業所の認定の対象となる事業所は、次に掲げる事項のすべてを満たすものとする。

(1)　本市に事業所が存し、健全な事業運営を行っていると認められる事業所

(2)　自ら排出する廃棄物を責任をもって適正に処理している事業所

(3)　市の３Ｒ及び省エネルギーの推進を始めとする環境保全施策に協力している事業所

（認定）

第３条　市長は、前条の事業所を推進事業所として認定することができる。

２　前項に規定する認定は、当該事業所における３Ｒ及び省エネルギーの推進を始めとする環境保全活動の取組状況に応じて、１つ星ランクから３つ星ランクまでに区分して行うものとする。

（認定要件）

第４条　前条第２項に規定する認定ランクの区分の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1)　１つ星ランクは別表第１又は別表第２若しくは別表第３の基本項目の全項目及び推奨項目の取組区分ごとに２項目以上を実施していること。

(2)　２つ星ランクは別表第１又は別表第２若しくは別表第３の基本項目の全項目及び推奨項目の取組区分ごとに３項目以上を実施していること。

(3)　３つ星ランクは２つ星ランクに認定後１年を経過し、かつ、特に顕著な実績が認められること。

（認定申請）

第５条　推進事業所の認定を受けようとするものは、市長に小山市エコ・リサイクル推進事業所認定（更新・ランクアップ）申請書（様式第１号）により申請しなければならない。

（認定の決定等）

第６条　市長は、前条に規定する申請を受けたときは、書類審査、現地調査等の審査をし、認定の可否を決定し、その旨を当該申請者へ通知するものとする。

２　市長は、前項に規定する認定の可否を決定するときは、小山市廃棄物減量等推進審議会（小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和６１年条例第３号）に規定する審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

３　市長は、認定した推進事業所に小山市エコ・リサイクル推進事業所認定証（様式第２号）及び認定表示板並びに認定ステッカーを交付するものとする。

４　認定の有効期限は、当該認定の日の属する年度の翌年度の末日とする。

（変更・更新・ランクアップ）

第７条　認定を受けた推進事業所は、当該認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに小山市エコ・リサイクル推進事業所認定内容変更届出書（様式第３号）を提出しなければならない。

２　推進事業所の認定を継続しようとするとき、又はランクアップ認定を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期限までに、改めて認定（更新・ランクアップ）申請書（様式第１号）により申請するものとする。

３　前条第１項及び第２項の規定は、変更・更新・ランクアップの認定について準用する。

（協力事項）

第８条　認定を受けた推進事業所は、市が実施する環境施策に協力するとともに、次に掲げる事項を実施し、当該事業所の利用者に対して、３Ｒ及び省エネルギーを始めとする環境保全活動の推進役として努めるものとする。

(1)　認定表示板及び認定ステッカーの掲示

(2)　小山市エコ・リサイクル推進事業所活動報告書（様式第４号）の提出

(3)　その他、３Ｒ及び省エネルギーを始めとする環境保全活動に関し必要な事項

（認定の取消等）

第９条　市長は、認定をした推進事業所が、その認定要件となった取組を実施していないと認められるときは、当該推進事業所に対し当該取組の実施を求めることができる。

２　市長は、前項の求めに応じない推進事業所の認定を取り消すことができる。

３　第６条第１項及び第２項の規定は、認定の取消しについて準用する。

（辞退届）

第１０条　認定を辞退しようとする推進事業所は、小山市エコ・リサイクル推進事業所辞退届（様式第５号）に認定証及び認定表示板並びに認定ステッカーを添えて、市長に提出するものとする。

（市民への周知）

第１１条　市長は、認定をした推進事業所が３Ｒ及び省エネルギーを始めとする環境保全活動の推進役となるよう積極的なＰＲを行うものとする。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。